

留学生育英奨学金事業に関する Q&A

財団法人福岡国際交流協会

Q 1 留学生育英奨学金を設定するには、どれくらい寄付すればよいのですか？

A 1 国と当協会の奨学金を参考に、年額大学院生 500,000 円以上、学部生 300,000 円以上を提案いたします。

< 支給額の一例 >

奨学生の内容	年間の経費	留学生が受ける奨学金
大学院生（博士課程）	年額 500,000円	月額 約41,700円 年間3回に分けて支給
大学院生（修士課程）	年額 500,000円	月額 約41,700円 年間3回に分けて支給
学部生	年額 300,000円	月額 25,000円 年間3回に分けて支給

< 参考 >

(1) 国で実施されている、主な留学生向け奨学金 (2009 年度実績)

実施主体および奨学金名称	支給対象および支給額（月額）
文部科学省 国費外国人留学生奨学金	大学院生 154,000円 ~ 155,000円 + 往復航空賃 学部生 125,000円 + 往復航空賃
日本国際教育協会 一般奨学金（私費留学生対象）	大学院生・学部生共に 30,000円
日本学生支援機構 私費外国人留学生学習奨励費	大学院生 65,000円 学部生 48,000円

(2) 当協会で開催している留学生向け奨学金 (平成 22 年 3 月現在)

奨学金名称	支給対象および支給額（月額）
ユニバーシアード市民の会記念奨学金	大学院生のみ 50,000円
福岡市レインボ - 留学生奨学金	大学院生・学部生共に 20,000円

Q 2 寄付者がしなければならないことは何ですか？

A 2 奨学金を支給する留学生の募集・選考および奨学金の支給に関する事務は当協会が行います。

< 寄付者様にさせていただくこと >

「留学生に支給する奨学金」を当協会に寄付
留學生育英奨学金の名称及び支給人数、支給条件などについて、当協会と協議の上、
決定
選考委員会へのご参加（ご希望の場合のみ）

（注）このほか、寄付者様のご裁量で、奨学生にその他の支援をしていただくことが可能です。
当協会の協力が必要な場合はお申し出ください。

Q 3 寄付金について、税制上の優遇措置があるようですが、その内容は？

A 3 特定公益増進法人（ ）に認定されている当協会への寄付金につきましては、寄付者様の法人税、所得税で以下のような一般寄付金に比して優遇された取り扱いになっております。

「特定公益増進法人」とは、公益法人等その他の特別の法律により設立された法人のうち、教育または科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する法人で一定の条件を満たすものとされています（法人税法第 37 条第 4 項第 3 号）。

（1）法人税上

普通法人等から特定公益増進法人への寄付金は、「一般の寄付金」の損金算入限度額と同額まで、「別枠で」損金算入できます（法人税法第 37 条第 4 項第 3 号）。

なお、損金算入限度額の算出は、「一般の寄付金」の例にならぬ計算いたします。計算方法は、原則として次のとおりです。

$$\begin{aligned} \text{損金算入限度額} &= \frac{\quad}{2} + \quad &= \text{期末資本等の金額} \times \frac{2.5}{1000} \\ & &= \text{当期の所得金額} \times \frac{2.5}{100} \end{aligned}$$

(2) 所得税上

所得税の計算上、特定公益増進法人への寄付金を支出した場合、「寄付金控除」として、下記の計算式による金額が、個人のその年分の総所得金額、退職所得金額等から控除できます(所得税法第78条第2項第3号)。計算方法は、原則として次のとおりです。

$$\text{寄付金控除額} = \text{と のいずれか低い方の額} - 10,000 \text{円}$$

特定公益増進法人への寄付金額		
総所得金額	}	これらの合計額 × $\frac{25}{100}$
土地等に係る事業等の金額		
短期・長期譲渡所得額		
山林所得金額		
退職所得金額		

(3) 個人の市・県民税上

個人の市・県民税の計算上、所得税で寄附金控除の対象となる寄附金のうち、「福岡市が条例により指定した寄附金」及び「福岡県が条例により指定した法人又は団体に支払った寄附金」については、新たに税額控除の対象となりました。(21年中の寄附金から)

(福岡市税条例第21条第1項、福岡県税条例第20条5の3)

注) 寄附金控除については、各自治体によって取り扱いが異なる場合があります。

寄附をされた方が福岡市及び福岡県以外にお住まいの場合、寄附金控除制度の有無について確認が必要です。

税額控除の内容

基本控除額

と のいずれか少ない金額をAとします。

上記控除の対象となる寄附金ア～ウの合計額
総所得金額等の合計額の30%

$$\boxed{A - 5 \text{千円}} - \left[\begin{array}{l} \times 6\% = \text{市民税額控除} \\ \times 4\% = \text{県民税額控除} \end{array} \right]$$

(3) 申告手続き等について

ご寄付をいただいた場合は、当協会から証明書をお渡ししますので、法人申告書、所得税及び市・県民税の寄附金控除は、確定申告書によりそれぞれ所定の手続きをとっていただくこととなります。

確定申告が不要な方などで、個人住民税の寄附金税額控除だけを受けようとする場合には、住所地の区役所で個人住民税の申告を行うことにより適用を受けられます。

Q 4 育英奨学金を設定する場合、いろいろ条件を付けることができますか？

A 4 この事業の趣旨を十分ご理解いただければ、何ら差し支えありません。
内容はいろいろ考えられますが、例示しますと次のようになります。

特定の国・地域の者を支給対象者としてたい

支給対象者の選考会に参加したい

大学院生だけを対象としてたい

奨学金受給者とコンタクトを持ちたい

支給対象者を毎年選びたい

留学生を、将来、企業に採用したい

奨学金以外も支援したい

留学生育英奨学金事業を支援していることを、企業の広告等に使いたい

Q 5 育英奨学金を設定する場合、留学生とどのような交流ができるのですか？

A 5 原則として、団体等は支給対象奨学生と年間数回程度の交流の場を持っていただければと思います。

具体的には奨学生と話し合っ決めていただきますが、学業に支障のない範囲で奨学生を活用した交流を進めることが可能です。例えば、社内での例会や新年会などの節目となる時節の交流などもございます。